

令和6年3月13日（水）に開催した令和5年度第12回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議 案

(1) 静岡文化芸術大学教員人事委員会規則の制定について

ア 趣旨

事務局から、本学における教育研究の質の維持・向上及び教員組織のより一層の強化を図るため、教員の採用計画、選考等について、集中的に審議する教員人事委員会を新たに設置すること及び、設置に伴い教員人事委員会規則を制定する旨説明があった。

イ 主な意見・質問

・人事は大学の将来にとって重要な事項。しっかりと本委員会で検討いただきたい。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(2) 静岡文化芸術大学学則の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、本学に、静岡文化芸術大学国際交流センター及び同地域連携センターを令和6年4月1日付けで設置することになったことに伴い、両センターの概要説明とともに、学則を一部改正する旨、説明があった。

イ 主な意見・質問

・特定の分野に集中して取組む新組織ということで、今後の効果的な展開に期待する。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(3) 静岡文化芸術大学国際交流センター規則等の制定について

ア 趣旨

事務局から、第2号議案にて承認された国際交流センターの設置に伴い、新たに定める規則、規程について説明があった。なお、既存の多文化・多言語教育研究センターに関する規則、規程は廃止する。

イ 主な意見・質問

・特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(4) 静岡文化芸術大学地域連携センター規則等の制定について

ア 趣旨

事務局から、第2号議案にて承認された地域連携センターの設置に伴い、新たに定める規則、規程について説明があった。

イ 主な意見・質問

・特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(5) 公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、全学センターの改組又は設置、事務局組織の管理監督体制の整備（新たに部の設置）、監査室の独立性の確保等を理由として、静岡文化芸術大学組織規則を一部改正する旨、説明があった。

イ 主な意見・質問

・「部」の設置に伴い、部長ポストが新たにできるということで、従来よりも効率的に業務が進めばよい。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(6) 非常勤講師の委嘱について

ア 趣旨

事務局から、今年度末で教授が退職することを受け、対応を検討した結果、令和6年度の1年間のみ、引き続き同氏をの2科目を担当する非常勤講師として、委嘱したい旨の提案があった。

イ 主な意見・質問

・特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

2 協議事項

(1) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和6年度 年度計画（案）について

(2) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和6年度 収支予算（案）について

ア 趣旨

役員会前に実施された第3回経営審議会にて、事務局より説明があったため、割愛。

イ 主な意見・質問

特になし。（第3回経営審議会にて協議済）

以上により議事を終了した。

3 報告事項

(1) 静岡文化芸術大学役職教員の選任について

事務局から、次年度以降の役職教員について一覧表とともに報告があった。

以上